鹿角市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月１８日

鹿角市長　笹　本　真　司

鹿角市条例第３６号

鹿角市景観条例の一部を改正する条例

鹿角市景観条例（令和３年鹿角市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（届出を要しない行為の追加） **第９条**　法第16条第８項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）～（４）　（略）	（届出を要しない行為の追加） **第９条**　法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）～（４）　（略）

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日から施行する。